

住まいの補助金制度を 紹介します

令和5年度
利用実績

ハートフル住まいる
推進事業補助金

84件

住み替え支援事業補助金

269件

市では、住宅の取得や改修、解体などの費用の一部を補助しています。さらに、子育て世帯、移住世帯、親と同居・近居する世帯、医療・介護従事者の定住を支援する補助金も用意しています。

砂川市の住まいの補助金制度をぜひご活用ください！



▼住宅を新築、中古住宅を購入した方は

まちなか住まいる等（住宅建設または購入）補助金

関建築指導係Tel 74-8760

【対象】 自らが居住するために、住宅を建設または建売・中古住宅を購入した方

【補助対象】 建物の建設費または購入費（土地代、既存建物の除却費用などは除く）

【補助額】

新築・建売住宅 (建売住宅は完成後、未使用で1年以内のものに限る)				中古住宅 (建築確認が行われた日が昭和56年6月1日以降のものに限る)			
利用企業	まちなか居住区域	補助率	上限額	築年後	まちなか居住区域	補助率	上限額
地元企業	区域内	5%	120万円	10年超	区域内	5%	70万円
	区域外	4%	100万円		区域外	4%	50万円
市外企業	区域内	3%	70万円	5年超 10年以内	区域内	4%	70万円
					区域外	3%	50万円
	区域外	2%	50万円	1年超 5年以内	区域内	3%	70万円
					区域外	2%	50万円



さらに！

対象の方に加算される
補助金があります！

5ページ上部をチェック！

「まちなか居住区域」については
お問い合わせください



子育て支援補助金

【対象】 満 18 歳以下の子どもを扶養する世帯（子育て世帯）または子どものいない満 40 歳以下の夫婦（若年夫婦世帯）

【補助額】 10 万円（第 2 子以降 1 人につき 10 万円ずつ加算）

移住促進補助金

【対象】 市外から市内に転入した方

【補助額】 20 万円

同居近居促進補助金

【対象】 同居または近居（同一の小学校区もしくは市内で直線 2km 以内）する子育て世帯・若年夫婦世帯とその親世帯

【補助額】

- 同居の場合

新築住宅の建設または購入	30 万円
中古住宅の購入	20 万円
- 近居の場合

新築住宅の建設または購入	10 万円
中古住宅の購入	5 万円

医療・介護従事者移住定住促進補助金

【対象】 市内の医療・介護施設などに 1 年以上勤務する医療・介護従事者

【補助額】 10 万円

これらの補助金に関する
問い合わせ
固住生活支援係Tel 74-8758

※いずれの補助金も、自らが居住するために住宅を建設または建売・中古住宅を購入した方（建築確認が行われた日が昭和 56 年 5 月 31 日以前の住宅も対象）で、住宅の不動産登記がされていることが条件です。
※住宅の建設費または購入費が、「子育て支援補助金」「同居近居促進補助金」「移住促進補助金」「医療・介護従事者移住定住促進補助金」の補助額の合計を下回る場合は、その額が上限となります。



? 実際いくらもらえるの？

モデルケースをご紹介します！



モデルケース①

家族 5 人（子ども 3 人）が親と同居するために、地元業者を利用して、市が指定する「まちなか居住区域」に 2,500 万円の住宅を建設する場合

- ◆まちなか住まいる等補助金 120 万円
- ◆同居近居促進補助金 30 万円
- ◆子育て支援補助金 30 万円

▶合計 **180 万円**の補助！

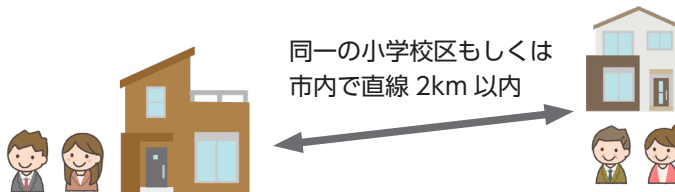


モデルケース②

若年夫婦世帯（子どもなし）が親と近居するために、「まちなか居住区域」に築後 12 年で 1,400 万円の中古住宅を購入する場合

- ◆まちなか住まいる等補助金 70 万円
- ◆同居近居促進補助金 5 万円
- ◆子育て支援補助金 10 万円

▶合計 **85 万円**の補助！



モデルケース③

家族 4 人（子ども 2 人）が親と同居するために、築後 45 年で 300 万円の中古住宅を購入する場合（購入者は医療・介護従事者）

- ◆同居近居促進補助金 20 万円
- ◆子育て支援補助金 20 万円
- ◆医療・介護従事者移住定住促進補助金 10 万円

▶合計 **50 万円**の補助！



いずれの場合も市外からの移住世帯には、さらに 20 万円を補助します！（移住促進補助金）



▼住宅を改修・リフォームする方は

高齢者等安心住まい（住宅改修）補助金（要事前申請） 閩建築指導係Tel 74-8760

- 【対象】** 介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者本人または同居する方
 ※介護認定を受けている方は、介護保険が適用される場合があります。
- 【補助対象】** 3 万円以上の手すりの取り付け・段差解消・バリアフリーユニットバス設置などの改修工事
- 【補助額】**
- 地元企業を利用 4/5（上限額 22 万円）
 - 市外企業を利用 2/3（上限額 18 万円）

永く住み（住宅改修）補助金（要事前申請） 閩建築指導係Tel 74-8760

▶一般リフォーム工事

- 【対象】** 自らが居住する住宅の改修工事を行う方
- 【補助対象】** 50 万円以上の間取り変更・増築・外壁・屋根などの改修工事、ユニットバス設置工事
 ※中古住宅購入後（不動産登記後 1 年以内）に改修工事を行う場合は、内装仕上げ材の取り替え工事および設備機器設置工事も対象。

【補助額】

- 地元企業を利用 20%（上限額 40 万円）
 ※中古住宅改修工事（登記後 1 年以内）の場合は、上限額 60 万円。
- 市外企業を利用 10%（上限額 20 万円）
 ※中古住宅改修工事（登記後 1 年以内）の場合は、上限額 30 万円。

▶耐震改修工事

- 【対象】** 自らが居住する住宅の耐震改修工事を行う方
- 【補助対象】** 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認された住宅で、50 万円以上の耐震改修工事およびその付帯工事

【補助額】

- 地元企業を利用 20%（上限額 50 万円）
 ※中古住宅改修工事（登記後 1 年以内）の場合は、上限額 70 万円。
- 市外企業を利用 10%（上限額 30 万円）
 ※中古住宅改修工事（登記後 1 年以内）の場合は、上限額 40 万円。

▶ようへき擁壁改修工事

- 【補助対象】** 自らが居住する住宅用の土地に築造された高さ 1.5 m 以上の擁壁改修工事
- 【補助額】** 工事費用の 30%（上限額 200 万円）



▼自宅を売却・賃貸する方は

登録物件促進補助金（要事前申請） 閩住生活支援係Tel 74-8758

- 【対象】** 自らが居住していた住宅もしくは相続した住宅を「砂川市住み替え支援協議会」の「空き家・空き地情報」に登録し、その後、売買もしくは賃貸契約が成立した方
- 【補助額】** 売買 10 万円 賃貸 5 万円
 ※住宅の不動産登記がされていることが条件です。

「空き家・空き地情報」は市ホームページをご覧ください

砂川市
空き家・空き地情報
で検索！





▼住宅を解体する方は

老朽住宅除却費補助金 (要事前申請) 閩建築指導係Tel 74-8760

【対象】 自ら居住していた住宅の所有者 (相続人を含む)

※自らが居住したことがない賃貸住宅や法人所有の住宅、店舗などは対象になりません。

【補助対象】 50万円以上の解体工事 (車庫、物置などの付属物の解体および家財の処分費を含む)

※併用住宅の場合は居住していた部分に限り補助対象となります。

【補助額 (1,000円未満の端数は切り捨て)】 右記表のとおり

建築年	構造	地元企業を利用		市外企業を利用	
		補助率	上限額	補助率	上限額
昭和 39 年以前に完成したもの	木造	50%	40 万円	25%	20 万円
	非木造		50 万円		25 万円
昭和 49 年以前に完成したもの	木造	40%	40 万円	20%	20 万円
	非木造		60 万円		30 万円
昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認	木造	30%	40 万円	15%	20 万円
	非木造		60 万円		30 万円
昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認	木造	20%	30 万円	10%	15 万円
	非木造		40 万円		20 万円

※自ら居住していた住宅を賃貸 (貸家) していた場合の補助率および上限額は上記表の 1/2 となります。



▼自宅に太陽光発電システムを設置する方は

住宅用太陽光発電システム導入費補助金 (要事前申請) 閩建築指導係Tel 74-8760

【対象】 自らが居住する (予定含む) 住宅または同一敷地内に太陽光発電システムを設置する方

【補助対象】 設置する際に未使用で、JIS 規格または JET の認証を取得しているものなど (太陽電池モジュールおよび蓄電池を含む)

※電力会社に売買しないで自己消費する場合も対象。

【補助額 (1,000円未満の端数は切り捨て)】

- 地元企業を利用 20% (上限額 50 万円)
- 市外企業を利用 10% (上限額 25 万円)

補助対象となる建設費や工事金額などはすべて税抜きとなり、1,000円未満の端数は切り捨てます。また、いずれの補助金も市税の滞納がないことが条件です。詳細な条件や必要書類、対象の有無などについては事前にご相談または右記 QR コードからご確認ください。



空き家は 早めの対処が鍵です!

管理が行き届かない空き家は老朽化が進み、危険な状態になる場合があります。現状を放置して事態が改善することはありません。将来を見据えてどうするかを考えて、早めに準備することが大切です。

売却や解体も視野に入れた総合的な判断を!



悩んだら、まずご相談ください!

【空き家相談窓口】 住生活支援係Tel 74-8758